

令和8年度優良運転者表彰の申請ご案内

令和8年度優良運転者表彰の申請受付を以下のとおり行います。表彰を希望される方は、期間内に各務原地区交通安全協会の窓口で申請して下さい。

なお、表彰は各個人からの自認申請制度となりますので、申請がない限り表彰はありませんので間違いのないようにして下さい。

1 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで

平日（土・日・祝日を除く）の午前9時00分から午後3時00分まで

**職員が一人のため、啓発活動で外出中や急病などの場合は受付できません。
必ず電話で窓口が開いているかを確認してから申請にお越し下さい。**

2 申請書提出先

各務原地区交通安全協会（各務原警察署1階）窓口

3 表彰の基準

裏面「優良運転者及び交通安全功労者等表彰基準一覧表」のとおり

4 申請に必要なもの

- ・優良運転者表彰申請書（協会窓口に用意しています）
協会窓口のほか、市役所まちづくり推進課、各地区サービスセンター等にも用意しています。申請は必ず各務原地区交通安全協会で行ってください。
- ・運転免許証
- ・印鑑
- ・無事故・無違反証明書の交付手数料800円（特別優秀章以上は除く）

5 その他注意事項

- ・模範章以上を申請される方は、過去の受賞年が分かるようにしてください。
- ・岐阜県内の他地区交通安全協会を受賞歴がある方は、受賞した地区交通安全協会名が分かるようにしてください。
- ・岐阜県外で受賞歴がある方は、地区模範章からの申請になります。
（岐阜県外で緑十字銅章以上を受賞されたことがある方は、申請前に電話連絡をお願いします）
- ・地区模範章は運転経験、無事故、無違反の基準を満たせば原則受賞できますが、模範章以上は基準を満たしていても受賞できない場合があります。

問い合わせ先 各務原地区交通安全協会 電話 058-371-4920

優良運転者及び交通安全功労者等表彰基準一覧表

種別		運転経験	無事故	無違反	表彰歴	授与者
地区模範章		5年以上	5年以上		*	警察署長 地区協会長
模範章		10年以上	5年以上		地区模範章受章	県警本部長 県交通安全協会長
優良章		15年以上	5年以上		模範章受賞後2年以上	同上
優秀賞		15年以上	10年以上		優良章受賞後2年以上	同上
被表彰者数に人数制限あり	特別優秀章	20年以上	15年以上		優秀章受賞後2年以上	県交対協会長 (県知事)
	交通栄誉章 (緑十字銅章)	10年以上	10年以上	5年以上	優秀章又は 特別優秀章受章	全日交会長
	管区局表彰	*	(一般運転者)10年以上 (職業運転者)5年以上		銅章受賞後2年以上	中部管区警察局長 中部交安協議会長
	交通栄誉章 (緑十字銀章)	20年以上	20年以上	10年以上	銅章受賞後2年以上 及び管区局表彰受賞	警察庁長官 全日交会長
	交通栄誉章 (緑十字金章)	30年以上	30年以上	15年以上	銀章受賞後2年以上	同上
被表彰者制限 交通法規をよく守り、常に安全運転に心がけ、永年無事故の運転者であって、人格、見識ともに優れ、他の運転者の模範として安全運転の推進に多大な功績があった者であること。 緑十字銀章、緑十字金章は、職業運転手又はこれに準ずる者(注)の中から選考する。						

その他注意事項

- ・ 運転経歴、無事故、無違反の年数は、申請日を基準として計算します。
- ・ 運転経験、無事故、無違反、表彰歴のいずれが欠けても受賞はできません。
- ・ 原付及び小特の運転経験年数は基準年数に算入しません。
- ・ 自動車安全センターの「無事故・無違反証明書」により年数を確認します。
- ・ 表彰は「秋の全国交通安全運動」初日の9月21日の予定であることから、申請日以降も表彰日まで無事故・無違反であることが必要です。
- ・ 特別優秀章以上は表彰人数に制限があり、受賞できるかどうか分かりません。前段階の受賞からの期間、無事故、無違反、運転経験の年数などを総合的に考慮して優先順位が決まります。

(注) 職業運転者に準ずる者とは、

営業職であるが、多数の顧客訪問のため1日の大半が運転業務である
自動販売機へ飲料水を供給するなど定期的なルート配送業務である
など、ほとんど職業運転手と変わらない程度の運転をしている方のことです。